

# 予算決算委員会厚生分科会記録

[第2日目]

- 1 日時 令和4年12月13日（火曜日）
- |     |          |
|-----|----------|
| 開 会 | 午前 9時57分 |
| 休 憩 | 午前10時08分 |
| 再 開 | 午前10時20分 |
| 休 憩 | 午前11時14分 |
| 再 開 | 午後 1時09分 |
| 休 憩 | 午後 1時39分 |
| 再 開 | 午後 2時47分 |
| 閉 会 | 午後 2時57分 |
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 7人
- |        |         |
|--------|---------|
| 分科会長   | 久 保 大 憲 |
| 分科会副会長 | 東 篤     |
| 委 員    | 柏 佳 枝   |
| //     | 織 田 伸 一 |
| //     | 吉 田 修   |
| //     | 高 道 秋 彦 |
| //     | 成 田 光 雄 |
- 4 欠席委員 1人
- |     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 押 田 大 祐 |
|-----|---------|

## 5 説明のため出席した者

### 【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部次長	山元 幸彦
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	山本 忠夫
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	宮城 雅之
経営管理課主幹（調整担当）	喜多埜 英司

### 【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
部次長	鎌田 泰史
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
保健所長	瀧波 賢治
参事（指導監査課長）	片山 正和
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	東 覚
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	中島 志津子
保険年金課長	由水 正恵
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
大山行政サービスセンター地域福祉課長	泉野 敬之
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
保健所次長	野村 学
保健所地域健康課長	原 雅博
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏

## 【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（児童相談担当）	酒井 敦子
参事（こども保育課長）	熊本 真紀
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
こども支援課長	沢井 誠
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
大山行政サービスセンター地域福祉課長	泉野 敬之
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	原城 禄充

## 【市民生活部】

部長	大沢 一貴
理事（地域振興担当）	舟崎 文彦
部次長（消費生活・男女共同参画・スポーツ担当）	浦田 純一
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	桐溪 修一
婦中行政サービスセンター所長	川越 直樹
参事（市民生活相談課長）	森川 知俊
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山 尚英
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
市民課長	平井 聖子
男女参画・市民協働課長	卜蔵 雄治
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
市民生活相談課主幹（調整担当）	伊藤 宗司

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課議事係長

酒井 優

議事調査課主査

中村 千里

議事調査課主任

竹之内 慧

議事調査課主任

江部 なな恵

## 7 会議の概要

分科会長      ただいまから、予算決算委員会厚生分科会を開きます。

                 なお、押田委員から都合により欠席するとの連絡がありましたので、御報告いたします。

                 各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

                 なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

                 また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

                 なお、マスクで声が聞き取りにくいことから、発言をする際ははっきりと大きな声でお願いいたします。

                 これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。

                 議案第139号 令和4年度富山市病院事業会計補正予算（第2号）

                 を議題といたします。

                 これより、順次、当局の説明を求めます。

病院事業管理者      〔挨拶〕

管理部次長 〔議案第139号中  
病院事業局所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

契約出納課長 〔議案第139号中  
新型コロナウイルス病棟用医療器械購入等について、  
議案説明資料により説明〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第139号の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会病院事業局所管分を終了

いたします。

午前 10 時 08 分 休憩

~~~~~

午前 10 時 20 分 再開

分科会長 これより、厚生分科会福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第 127 号 令和 4 年度富山市一般会計補正予算（第 5 号）、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 3 款民生費中、福祉保健部所管分、第 4 款衛生費中、福祉保健部所管分、

議案第 129 号 令和 4 年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）、

議案第 130 号 令和 4 年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、

議案第 131 号 令和 4 年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、

以上 4 件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

福祉政策課長 〔議案第 127 号中

新型コロナウイルス感染症対策基金費について、

保健福祉センター運営費について、  
病院事業会計補助金について、  
病院事業会計出資金について、  
議案概要書により説明]

生活支援課長 〔議案第127号中  
生活保護事務費について、  
生活保護事業費について、  
議案説明資料により説明〕

障害福祉課長 〔議案第127号中  
心身障害者福祉推進事業費について、  
障害者福祉プラザ運営事業費について、  
議案説明資料により説明〕

長寿福祉課長 〔議案第127号中  
老人保護措置費について、  
角川介護予防センター管理運営費について、  
議案説明資料により説明〕

介護保険課長 〔議案第127号中  
介護サービス事業所等支援事業費について、  
議案説明資料により説明〕

大沢野行政サービスセンター  
地域福祉課長 〔議案第127号中  
民生事務費について、



老人福祉施設運営費について、  
議案説明資料により説明]

保健所地域健康課長 [議案第127号中  
保健所運営費について、  
議案説明資料により説明]

保健所保健予防課長 [議案第127号中  
感染症事業費について、  
小児慢性特定疾病医療助成費について、  
議案説明資料により説明]

保険年金課長 [議案第131号について、  
議案説明資料により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
議案説明資料に沿って順に確認をしていきます。  
まず、議案説明資料5ページ、保護施設物価高騰対策支援事業について質疑のある方はいらっしゃいますか。

柏委員 基本的な質問をさせていただきたいのですが、けれども、財源が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、活用期限や事務手続の関係上、交付金を年度末まで

に全て使えるのかどうかお聞かせください。

生活支援課長 この交付金につきましては、所管が財政課ですので、詳細についてはちょっとお答えしかねますけれども、国から支援される各交付金額があります。その中で福祉保健部などいろいろな部に予算を振り分けてございまして、年度内に活用できる見込みであると聞いております。

吉田委員 今回の件と重なるのかもしれませんが、まず、全体として令和4年4月から12月までの実績と昨年同月実績の差額を補助するということですが、これは年度内という想定なのかどうか。12月までか、来年1月以降も想定して含んだものなのかが1点。  
あと1つは、今出ていた臨時交付金を使うものと、一般財源による物価高騰対策がずっとありますよね。  
市の直営か、あるいは指定管理者制度の施設への補助事業は大体一般財源によるもので、介護事業所などに対する補助は臨時交付金を活用するという使い分けなのかなと思うのですが、確認のためにそれも併せて答弁をお願いします。

分科会長        そうしたら、まず最初の質問について答弁をお願いします。

生活支援課長    今回の物価高騰対策につきましては、臨時交付金を活用して光熱水費や物価高に苦しむ事業者に対して支援しましょう、そのためにこの交付金を使ってくださいという内閣府からの通知が本年9月ぐらいにありました。それに基づいて、各施設を統轄する厚生労働省から交付金を活用するよという通知がありました。

これを前提としておりまして、期間を4月から12月までとしましたのは、本年9月時点で今の案内があったということがありますし、この12月補正予算案をつくる段階では、12月以降にまた国で新たに補正を出すかもしれないという話があったので、今回は年度いっぱいではなくて、12月までという形にさせていただきました。

2点目の答えにもなってしまったような形になりましたけれども……。

吉田委員        そうしたら確認ですけれども、あくまでもこれは12月までの不足分を一部補助するもので、来年1月以降は含んでいないのですね。

生活支援課長 補助対象期間は、あくまでも本年4月から12月までの物価高騰分の前年度との差額としております。

吉田委員 ということは、電気代等が来年1月から一気に下がることは考えられないので、国の動向を見ながら何らかの手当てを考えるとということでしょうか。

福祉保健部長 おっしゃるとおりでございます、それは市全体として、今後の状況に応じて必要であればまた予算化をしていくというスタンスでございます。

分科会長 それでは、議案説明資料6ページ、生活保護事業について質疑のある方はいらっしゃいますか。

東委員 生活保護世帯等の推移を見ると、コロナ禍で世帯数も受給者数も大変増えている状況にあります。

人口減の中にあって、このように生活保護を受ける世帯が増えることは、本当に憂慮する事態だということで心配をしております。

生活扶助や医療扶助等の扶助費が不足することから、金銭的に解決するということだと思

うのですけれども、これは傾向として一例えば年金生活者の年金が少なく、とても生活できないということが多いのか、あるいはコロナ禍で雇用を切られた、賃金が減ったということで生活保護を受けている人が多いのか、傾向的なものは何かあるのでしょうか。

生活支援課長 富山市の傾向ですけれども、まず、生活保護世帯そのものは半分以上が高齢者世帯です。なぜ高齢者世帯が生活保護になるのかということ、もともともらっている年金額が少ないとか、預貯金があったのだけれども、それが尽きてきたとか、家族で生活していたけれども、何らかの事情で高齢者単身世帯になったのとか、あるいは、家族・親族からの援助が少なくなって生活保護に至るなどという感じですね。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響もあって若い世代の受給者も増えてはいますけれども、そうは言いつつも、大きな流れはやっぱり高齢者の受給が増え続けるということですね。

新型コロナウイルスはもうあと数年すれば一数年かどうか分からないですけれども一影響がなくなれば、若い世代の受給者も減ってくるのではないのかと。それに伴って、生活保

護受給者全体もここ数年よりは減るのではないかと推測はしてはいますけれども、こればかりはちょっと一個人的な予想でしかありませんので、はっきりとしたことはなかなか言いづらいところがあります。

東委員

傾向的には、高齢者世帯で年金が少ないとか、家族と別れて単身になったなどというケースが多いということですが、そういうことであれば、コロナ禍に関係なく、今は少子・高齢社会なので、今後そういう高齢者が増えることはやはり懸念されるのではないかと考えています。

そのような中で、ただ単に金銭的に解決するというだけではなくて、例えば、少ないかもしれませんが、給料による収入が減ったなどということによって生活保護になったということであれば、部局横断的に仕事なども世話をするというか紹介をする、あるいは、年金が少ない高齢者世帯ということであれば、例えばいろいろな買物などについて相談に乗ったり、市民生活相談を行ったりすると。部局横断での多面的な対策というものが本当に必要だと思うのですが、現在、そういった面で多角的に行っていることや、こういうことをやりたいとか、必要だと考えていること等があ

れば、お答えいただきたいと思います。

生活支援課長 部局横断的な対策という話がありましたけれども、生活保護について言えば、この方々の抱えている問題点というものは一人一人様々なところがありまして一たまたま高齢者が多いのですけれども一例えば障害者世帯や母子世帯、若い世代でも働けない世帯など、個別の事情が違う中で、それぞれによりよいといえますか、現在の人員の中でできる生活保護を一お世話と言ったら言い方は変なのですがけれども一していることになります。

市は主に金銭的な面で生活保護者を支援している立場になりますので、生活面での支援という形ですと、例えば高齢者であれば包括支援センターなどがあります。

あと、今年から重層的支援というものが始まりましたけれども、生活保護というものは、生活保護者に対してケースワーカーがいて、そのケースワーカーが保護者のいろいろな状況を見極めて、支援が必要なところがあれば、その担当部局と連携しながら対応するという側面があります。答えになっているのかどうかちょっと分かりませんが、できるところはほかの部局と連携しながら行っているつもりではおります。

福祉保健部長 直接の連携ではないのですけれども、例えば事業者向けの支援というものも他部局で行っているわけです。

事業所を支援することによって、結局はそこで働く方々への間接的な支援にもつながっていくはずでございます。

生活支援課長が申しましたけれども、直接的な生活に関わる部分については福祉保健部で担っておりますが、商工労働部や農林水産部など、それぞれの分野で助成をすることで、市全体としての総合的な支援によって市民の生活を支えていると御理解いただければと思います。

東委員 富山市のように大きな中核都市では、市の職員や外郭団体の皆さんで本当に深いところまでいろいろと調査するなどということはできるのですけれども、逆に市民一人一人との距離が近い自治体と比べて、遠くなる傾向にあると思います。ぜひとも今、部長の言われたそれぞれの部局で行っていることなどもしっかりとお互いに検証しながら、よりよい生活保護事業になるようにまた努めていただきたいと思います。

分科会長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。



〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 7 ページ、8 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 9 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、議案説明資料 10 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 11 ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 12 ページ、13 ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 14 ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 15 ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 16 ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 17 ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料 18 ページについて、質疑はありませんか。

東委員 これも少子化とはいえ、小児慢性特定疾病にかかる児童が毎年増えている傾向だということ、子どもたちの健康というものが大変危

惧される数字だと思っております。

その中で私が分かる範囲のものでは、例えば、多分アトピーの子どもが多いのかなということなどですけれども、どのような疾病が増えているのかということは分かるのでしょうか。

保健所保健予防課長 小児慢性特定疾病は結構多くの疾病が対象となっております。これは全国的な傾向ですけれども、特に1型糖尿病や急性リンパ性白血病、成長ホルモン分泌不全性低身長症というものが通年で多い疾病になっております。

東委員 以前はあまり聞かなかったような病気も子どもたちの間で増えているということで、遺伝子関係においていろいろと問題が起きてきているのかなと思うのです。

そのような疾病に一生まれつきなのかもしれないし、生まれてからのこともあるのかもしれませんが、生まれる前であれば、保護者やこれから親となる皆さんに対して、例えば食生活でこのようなことに注意しておく必要があるのだとか、あるいは生まれてからであれば、疾病にかからないように赤ちゃんのときからこういうことに注意しましょうという指導などもされていると思うのですが、

何か例があればお答えいただきたいと思います。

保健所保健予防課長

こちらの小児慢性特定疾病については、先ほど委員が言われたように、生まれてすぐにゼロ歳でもかかる疾病もございますし、小児慢性ということで、18歳までが対象の医療費の助成になっております。また、ある程度大きくなってから病気が分かったという方からも、18歳までそれなりにずっと申請が来ております。こちらで相談体制も設けておりますので、申請の際に事前に相談等がありましたら、相談を受けながら支援を行っているところであります。

東委員

事前に相談等があれば受けているということで、やはりそのような疾病をお持ちのお子さんが全国にも多くいると思うので、また全国的にいろいろと情報交換をしながら、市民の皆さんの健康をしっかりと一疾病があるのだけれども、これ以上悪化させないとか一守っていくために頑張っていただきたいと思います。

吉田委員

自己負担の一部助成ということですが、どれぐらいの助成割合なのでしょう。

保健所保健予防課長      こちらにつきましては、所得に応じて自己負担の上限額が決まっております。一番高い上限額で月1万5,000円になっておりまして、それから大体5,000円刻みでございます。例えば5,000円や2,500円などの区分がございまして、生活保護等の世帯の方に関しては自己負担なしということになっております。

吉田委員                      ということは、中学3年生までの子どもの医療費は無料なので、自己負担が生じた分は、こども医療費助成でフォローするという形なのででしょうか。

保健所保健予防課長      そうです。そちらの制度が使えれば、そちらで対応されていると思います。

吉田委員                      小児慢性特定疾病医療費助成が優先ですよ。

保健所保健予防課長      こちらの医療費助成のほうが優先ということになっております。

分科会長                      次に、議案説明資料19ページについて、質疑はありませんか。

柏委員                         国民健康保険の被保険者である被用者への支

援ということですが、こちらの事業はどのような形で周知をされているのかお聞かせください。

保険年金課長   こちらにつきましては、広報やホームページなどで御案内をさせていただいております。

柏委員           例えば、申請したい方が年度をまたいでというか、年度を遡って申請することもできるのですか。

保険年金課長   こちらにつきましては、基本的には時効である2年間の部分について申請することができます。

柏委員           下のほうの受給実績で今年度の件数がかなり増えていますがけれども、例えば、今年度に入って新型コロナウイルスの感染者がかなり増えていきます。さらに活用するというか、対象者ももっと多いのかなと思うので、皆さんが広く活用できるよう、ぜひともまた周知も広くしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

東委員           今ほど、この事業に関して市の広報やホームページでコマーシャルしているというか、こ

ういうものがありますということを広めているということなのですけれども、国民健康保険の被保険者となると、本当に小さな自営業者といった方々も多いと思うのですが、皆さん、本当に日々仕事に追われて、広報やホームページを見る余裕がなかなかない方も多いと思うのです。

そういう方にこそしっかりと広報していくことが必要だと思うのですが、そのためにやっぱりダイレクトにお知らせするというのも必要だと思います。その辺、広報、ホームページ以外に、いかに皆さんに周知徹底していらっしゃるのかお聞かせください。

保険年金課長 今、自営業者というお話がありましたけれども、こちらにつきましては、事業者御本人様につきましては適用とならず、あくまでも雇われている方のみが対象となってまいります。広報につきましても、「広報とやま」の6月20日号、11月20日号の2回で御案内したほか、ホームページ等でも御案内しておりますが、より効果的な周知となるよう今後も努めてまいりたいと思います。

東委員 すみません、よく見ていなくて。給与の支払いを受けている者に限ると書いてあります。

申し訳ないです。

ただ、小さい企業から給与を受けている皆さんはやはり広報やホームページに接する機会がなかなかない方も多いと思いますので、ぜひともまた漏れがないように、それぞれ本当に生活に関わる問題なので、この取組をしていることの宣伝をしっかりと行っていただきたいと思います。

分科会長 次に、議案説明資料20ページについて、質疑はありませんか。

織田委員 いわゆるオンライン保健指導というものは、特定保健指導に活用されるという理解でいいのですか。

保険年金課長 考えられることとして、特定保健指導のほか、適正受診や、頻回に病院にかかっている方への指導、それから重複服薬—ポリファーマシーと呼ばれるような場合、また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を行っておりますので、この中でも保健指導を行っておりますので、こういったものにも活用できればと考えております。

織田委員 いわゆる特定保健指導とワンセットになって



いる特定健診ですか。一生懸命努力いただいていると思うのですけれども、受診率というか実績はなかなか難しいところがあるのだと思っておりますが、このようにオンラインを活用して、受診率や使用率を大いに高めていけるのではないかと期待を持っています。

改めて、受診率というか使用率というものがどのような状態になっているのかということと、期待が持てるのか、向上に寄与するのかということについて教えてください。

保険年金課長

これは直近の数字が令和3年度の法定報告になりますけれども、特定健診の受診率は、対象者5万904人中1万5,653人、率にして30.8%ということで大変低いのですが、令和2年度の法定報告と比べますと1.8ポイントの増加という状況になっております。

また、特定保健指導につきましては、対象者1,687人中250人、14.8%ということで、こちらにつきましても大変低いのですが、前年度に比べ1.0ポイント増という形になっております。

こちらにつきましては、少しでも多くの方に受けていただき、早期発見・早期治療につながるように、今後とも啓発等に努めてまいり

たいと考えております。

織田委員 その世代の中には、ICT機器などのリテラシーのある方が随分増えてきていますから、タイミングを捉えて、PRも含めて、しっかりと進めていただきたいと思います。

分科会長 それでは、議案説明資料以外に、議案書や議案概要書に関連して質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第127号中福祉保健部所管分、議案第129号から議案第131号まで、以上4件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前 11 時 14 分 休憩

~~~~~

午後 1 時 09 分 再開

分科会長      ただいまから、厚生分科会を再開いたします。議案の審査に先立ちまして、傍聴している一部の議員の発言が審査の妨げになっているという意見が出されました。傍聴議員におかれましては、独り言でも聞こえないように、心の中でしゃべっていただきたいと思います。また、審査において、進行の妨げや委員の発言を抑制するような発言をしたと取られる場合は、議会運営委員会に申立てをしますので、以後、注意をして静かに傍聴をお願いいたします。これより、こども家庭部所管分の議案の審査を行います。

議案第 127 号 令和 4 年度富山市一般会計補正予算（第 5 号）、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 3 款民生費中、こども家庭部所管分、第 4 款衛生費中、こども家庭部所管分、議案第 157 号 令和 4 年度富山市一般会計補正予算（第 7 号）、第 1 条歳入歳出予算の補正中、歳出全部、以上 2 件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども家庭部次長 〔議案第127号中  
こども家庭部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

こども支援課長 〔議案第127号中  
放課後児童クラブ及び地域ミニ放課後児童ク  
ラブ物価高騰対策支援について、  
児童館指定管理にかかる物価高騰対策につい  
て、  
議案説明資料により説明〕

こども保育課長 〔議案第127号中  
私立保育所等燃料費高騰対策支援事業等につ  
いて、  
私立保育所等管理運営費について、  
病児・病後児保育事業費について、  
医療的ケア児保育事業について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

こども健康課長 〔議案第127号中  
子育て短期支援事業について、  
母子施設事業について、

新型コロナ流行下における妊産婦総合対策について、  
議案説明資料により説明]

子育て支援センター所長 〔議案第127号中  
子育て支援センター施設の光熱水費について、  
議案説明資料により説明]

こども家庭部次長 〔議案第157号中  
予算の概要について、  
議案説明資料（追加提出分）により説明]

こども健康課長 〔議案第157号中  
出産・子育て応援事業について、  
議案説明資料（追加提出分）により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
まずは、議案説明資料に沿って進めます。  
議案説明資料3ページ、児童健全育成事業費  
について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料4ページについて、質疑  
のある方はいらっしゃいますか。

吉田委員 物価高騰対策ですが、対象期間が明示されていません。いつからいつまでが対象の期間なのでしょう。

こども支援課長 対象期間につきましては、令和4年4月から令和5年3月末の1年間分となっております。

吉田委員 議案説明資料3ページの放課後児童クラブ及び地域ミニ放課後児童クラブ物価高騰対策支援もそうですね。

こども支援課長 そちらも同じ考え方であります。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料5ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料6ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料7ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

東委員 国の法律の改正によって医療的ケア児を受け入れていくということで、今年4月からですか、まず、市内では私立の保育施設にお願いをしたということでありました。

これは看護師等も配置するというので、受入れ体制をしっかりと整えて進めていかなければならないということなのですが、富山市の場合、まず私立の保育施設で受入れをしていくときに、受け入れていただけそうな施設に対して市側からアプローチをかけたのか、市側が募集したところ、保育施設側からうちでやらせてもらえませんかという申し出があったのか、どのようなきっかけで私立の保育施設での受入れが始まったのかについて少し教えていただきたいと思います。

こども保育課長 私立の保育施設における医療的ケア児の受入れにつきましては、早いものですと平成の時代から受け入れているところがあります。

最初のうちは個別にお願いして受け入れてもらうということもあったかと思うのですが、本年度は、受け入れていただける私立保育所を公募で市が取りまとめまして、受入

れを確認させていただいて、今年の10月からもまた新たに1人を受け入れていただいているところであります。

東委員

私立の保育施設で以前から受入れがあって、法律改正でまた新たに受入れが始まって、今年度に入ってもまた10月から新たに受入れ先が増えたということで、大変ありがたい話でございます。細心の注意を払いながら保育をしていかなければならないということで、これからも受け入れていただいている私立の施設としっかりと連携を取って、状況を確認しながら、安全に受入れができるようにまた進めていただきたいと思います。

分科会長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長

議案説明資料8ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

吉田委員

今年10月の決算審査でも私は提起したのですが、社会福祉法人ルンビ二園のショートステイの料金単価が5,600円だと。これは、厚生委員会で視察に行ったときにあ



まりにも安過ぎるという話が出て、それを述べたのですが、国の補助基準額より高いという答弁だったのです。年度途中では変えられないかもしれませんが、新年度に向けて、ぜひ施設の実情や思いを聞いていただいて、改善していただければいいなと思います。どうでしょうか。

こども健康課長 今委員がおっしゃいました単価でございますが、ショートステイにつきましては、ルンビニ園では2歳以上児だけを受け入れていただいていますので、5,600円でございます。ただ、乳児院のほうでは2歳未満児を受け入れていただいております。手間がかかるというか、要は手がかかるので、こちらは1万1,200円ということで一応手当てをしております。国の基準も同様の考え方です。今おっしゃった単価の見直しについては、今、私どもは直接的にお話を聞いていないところでございますので、もし御相談等がありましたら、またお話をさせていただきたいと考えております。

吉田委員 相談があったらではなくて、一度、理事長の思いを聞いていただけませんか。

こども健康課長 私どもも理事長とお話しする機会がありますので、その中で、今委員がおっしゃったようなことについても一度触れてみたいと考えております。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 9 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 10 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 11 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料（追加提出分）について、質疑のある方はいらっしゃいますか。

柏委員

出産・子育て応援事業について、先ほどお話がありましたとおり本年12月2日に国で成立したということで、本当に急な要請だったと思うのですが、本市としてもとても早急に対応していただいて歓迎しております。今後の取組については、例えば今年4月まで遡って、生まれたお子さんに応援金として10万円が支給されるということですが、個別通知や案内など、今後どのように進めていくのか日程についてお聞かせください。

こども健康課長

事業開始時期は未定でございますが、委員がおっしゃいましたように、事業開始時点までに既に出産された方につきましては、国からは今、簡単なアンケートと申請書をこちらから御案内一郵送になるかと思っておりますが、いたしまして、その返送をもって支払いの手続に入るとことを示されておりました、本市としましても郵送での御案内を考えております。

柏委員

この後の取組として、厚生労働省が発表している事業の概要は、経済的支援として、妊娠届を出したときに5万円、出産した後に5万円ということです。この取組については、先ほどもお話がありましたが、国の詳細がしっ

かりと決まってからの対応ということでしたので、また早急な対応を期待いたします。

吉田委員 詳細は国からの通知を待つということですが、伴走型相談支援として、3回に分けて面談実施とあります。誰が面談するのですか。

こども健康課長 今現在想定しておりますのが、まず3回ある面談のうち1回目は、妊娠届出時と国がはっきり断言をしています。こちらについては、母子健康手帳交付時ということですが、現在富山市では、御存じのとおり、保健福祉センターで面談をして母子健康手帳を交付しておりますので、そこに付加する形で考えております。

あと、面談の2回目、3回目につきましては、この時期、この事業に合わせて行うということ国ははっきり言っていないのですが、既存の取組の中で、できるだけ市町村の負担にならないような機会を設けて面談を実施してほしいとされております。保健師や、もしくは会計年度任用職員が研修を受けた形で行うということ国も想定しておりますので、本市につきましてもその体制などを今後検討してまいりたいと考えております。

分科会長 この議案説明資料以外に、議案概要書や議案書の中で質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第127号中こども家庭部所管分、議案第157号中歳出全部、以上2件を一括して意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、厚生分科会こども家庭部所管分を終了いたします。

午後 1時39分 休憩

~~~~~

午後 2時47分 再開

分科会長 これより、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第127号 令和4年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の

補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第3款民生費中、市民生活部所管分、第2条繰越明許費中、市民生活部所管分、第3条債務負担行為の補正中、市民生活部所管分を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活部次長 〔議案第127号中  
(消費生活・男女共同参画・  
スポーツ担当) 市民生活部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

市民生活相談課長 〔議案第127号中  
八尾コミュニティセンター消防用設備等修繕  
について、  
議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第127号中  
指定管理施設管理運営委託料について、  
総合体育館民間活力導入に係るアドバイザー  
業務について、  
議案説明資料により説明〕

大沢野行政 サービスセンター所長 〔議案第127号中  
大沢野行政サービスセンター庁舎の防犯対策

について、  
大沢野行政サービスセンター庁舎管理に係る  
債務負担行為の追加について、  
議案説明資料により説明]

分科会長      これより、質疑に入ります。  
質疑については、議案説明資料の順に行いま  
す。  
まず、議案説明資料3ページについて、質疑  
のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長      次に、議案説明資料4ページについて、質疑  
のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長      次に、議案説明資料5ページについて、質疑  
のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長      次に、議案説明資料6ページについて、質疑  
のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 7 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 8 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 9 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 10 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 11 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕



分科会長 次に、議案説明資料 12 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料 13 ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案概要書や議案書について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第 127 号中市民生活部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、厚生分科会市民生活部所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和4年12月定例会の予算決算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和4年12月定例会  
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 久保大憲

署名委員 吉田修

署名委員 押田大祐

署名委員 高道秋彦  
(年長委員)